

国土動整第7号
国土市第13号
平成23年8月18日

(岩手県・宮城県・福島県、仙台市) 土地対策担当部長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長
土地市場課長

東日本大震災による被災地等における適正な土地取引の確保の徹底について

平素より国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の適切な運用にご尽力いただきありがとうございます。

本年7月29日、東日本大震災復興対策本部において「東日本大震災からの復興の基本方針」が決定され、同基本方針において、「被災地の復興の支障にならないよう、投機的な土地取得等を防止するため、土地取引の監視のために必要な措置を講じる」こととされました。

貴県（市）におかれましては、先般の東日本大震災による被災地及びその周辺地域における適正な土地取引の確保に向けて、その実態把握にご尽力いただいているところと存じますが、この度、「被災地における土地取引等の実態把握について（依頼）」（平成23年5月25日付け事務連絡：国土交通省土地・水資源局土地利用調整課長名）においてご連絡いたしました土地取引の実態把握に資する追加的な情報として、本年3月以降に登録された貴県（市）内の土地取引について、当該取引の登記情報及び取引価格の情報を提供させていただくことといたしました。今後はこれらの情報も活用しつつ、引き続き、実態把握に努めていただくとともに、国土利用計画法の適切な運用に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、この度提供する情報については、特定の個人の資産を識別できる情報も含まれることなどから、貴県（市）の担当部署限りの取扱いとさせていただくこととし、詳細な取扱い方法等については別途ご連絡させていただきますので、ご対応に遺漏なきようよろしくお願いいたします。

また、現在、土地総合情報ライブラリーで公開している土地取引規制基礎調査概況調査の結果についても、国民への情報提供の充実を図るため、今後、四半期毎に更新することといたしましたので、ご承知おきください。